

令和 4 年 2 月 1 日

第 39 回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示

2 月 1 日（火）、青森市内では、2 4 5 3 例目から 2 5 7 9 例目となる新型コロナウイルス感染症患者が 1 2 7 例発生し、新たなクラスターが 6 件発生したことを踏まえ、オミクロン株の感染力の強さを念頭におきつつ重点的疫学調査を実施し、感染拡大防止を図ることを指示します。

また、1 月 2 5 日（火）政府による「まん延防止等重点措置」に係る青森県の適用が決定されたところ、学校・高齢者施設・飲食店等においてクラスターが発生しており、同一県内に属する本市においても感染拡大の懸念があるため、以下のとおり指示します。

- 本市における新規感染者が拡大傾向にあることから、「まん延防止等重点措置」適用対象区域に青森市を追加するよう、青森県に要請すること。
- 重点的疫学調査体制を強化する必要があることから、各部の応援体制により増強を図ってきた保健所・感染症対策課（7 3 名）を更に増員し、1 0 0 名体制とすること。
- 小・中学校における対応として、部活動及び対外試合を原則禁止するとともに、感染対策を講じてもおお感染リスクの高い学習活動を控えること。

青森市保健所管内においては、感染が更に拡大していくことは、医療現場はもとより教育・福祉等社会経済の基盤となる様々な領域に影響が及ぶ可能性があります。市民の皆さまにおかれましては、これまで以上に感染対策を徹底されるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。